平成二十一年国家公安委員会規則第十一号

ができる者の指定に関する規則 の開催に関する事務の一部を行わせること 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等

気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の 認定のための講習会の開催に関する事務の一部を 号)第十三条第一項の規定に基づき、猟銃及び空 のように定める。 行わせることができる者の指定に関する規則を次 |察法施行令(昭和二十九年政令第百五十一

という。)の申請に基づき行うものとする。 ようとする法人その他の団体(以下「法人等」 おいて単に「指定」という。)は、指定を受け 十一条第二項の規定による指定(第八条までに 第十九条第二項、第十九条の四第二項又は第三 十三年政令第三十三号。以下「令」という。) 指定の基準は、次のとおりとする。 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三 3

計画が定められていること。 「講習事務」という。)の実施に関し、適切なは第三十一条第一項に規定する事務(以下 令第十九条第一項、第十九条の四第一項又

という。) が置かれていること。 要な知識及び技能を有する者(以下 講習事務における指導を適正に行うため必 「講師」

三 講習事務を適正かつ確実に行うため必要な 当該業務を行うことにより講習事務が不公正 経理的基礎を有すること。 講習事務以外の業務を行っているときは、

になるおそれがないこと。

第二条 指定を受けようとする法人等は、次に掲 提出しなければならない。 げる事項を記載した申請書を国家公安委員会に

名称及び住所並びに代表者の氏名

事務所の名称及び所在地

なければならない。 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し

定款及び登記事項証明書又はこれらに準ず

講習事務の実施の基本的な計画を記載したとの氏名、住所及び略歴を記載した書面

資格及び略歴を記載した書面 講師の氏名、住所並びに講習事務に関する

これを証する書面 資産の総額及び種類を記載した書面並びに

その指定を取り消すことができる。

(名称等の公示)

第三条 国家公安委員会は、指定をしたときは、 当該指定を受けた法人等(以下「指定法人等」 公示するものとする。 という。)の名称、住所及び事務所の所在地を

第四条 指定法人等は、前条の規定による公示に めその旨を国家公安委員会に届け出なければな らない。 係る事項を変更しようとするときは、あらかじ

(名称等の変更)

2 あったときは、その旨を公示しなければならな 国家公安委員会は、前項の規定による届出が

旨を国家公安委員会に届け出なければならな 記載事項に変更があったときは、速やかにその 指定法人等は、第二条第二項に掲げる書類の

(国家公安委員会への報告等)

第五条 指定法人等は、 れを変更しようとするときも、同様とする。 国家公安委員会に提出しなければならない。こ び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に 、毎事業年度の事業計画及

2 当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会 支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、 国家公安委員会は、指定法人等の講習事務に に提出しなければならない。 指定法人等は、毎事業年度の事業報告書、 収

3 産の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の 認めるときは、当該指定法人等に対し、その財 係る事業の適正な運営を図るため必要があると 提出を求めることができる。

第六条 国家公安委員会は、指定法人等の役員又 は講師が講習事務に関し不正な行為をしたとき の解任を勧告することができる。 は、当該指定法人等に対し、当該役員又は講師 (改善の勧告)

第七条 国家公安委員会は、指定法人等の財産の 改善が必要であると認めるときは、当該指定法 ことを勧告することができる。 状況又はその講習事務に係る事業の運営に関し 人等に対し、その改善に必要な措置をとるべき

第八条 国家公安委員会は、指定法人等が、この (指定の取消し等)

2 る。

(電磁的記録媒体による手続)

第九条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定め る事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方 式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識 に代えて当該書類に記載すべきこととされてい る規定による提出については、当該書類の提出 ものに係る記録媒体をいう。)及び別記様式第 することができない方式で作られる記録であっ て、電子計算機による情報処理の用に供される 一号の電磁的記録媒体提出票を提出することに

役員の氏名、住所及び略歴を記載した書 第二条第二項

兀 講習事務の実施の基本的な計画を記載した

資格及び略歴を記載した書面 資産の総額及び種類を記載した書面 講師の氏名、住所並びに講習事務に関する 第二条第二項 第

度以後の毎事業年度」とする。

則 (令和元年六月二一日国家公安委

度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるの 二年四月一日が属する事業年度以後の毎事業年 第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十 された第二条第二項に掲げる書類」と、第五条

は「平成二十二年三月三十一日が属する事業年

事業報告書、収支決算書、 事業計画及び収支予算 第五条第一項 貸借対照表及び

1 を改正する法律(平成二十年法律第八十六号) の施行の日(平成二十一年十二月四日)から施 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部

(準備行為)

2 の施行前においても行うことができる。 (現に存する指定法人等に関する特例) 第二条第一項の規定による提出は、この規則

規則の規定に違反したとき、又は前二条の規定 に係る措置を講じていないと認められるとき による勧告があったにもかかわらず、当該勧告 3 る書類を国家公安委員会に提出しなければなら 第二項の規定による指定(附則第五項において 号)第一条の規定による改正前の令第五条の十 げる事項を記載した書面及び同条第二項に掲げ 単に「指定」という。)を受けた法人等であっ 正する政令(平成二十一年政令第二百二十四 十二年二月二十八日までに、第二条第一項に掲 てこの規則の施行の際現に存するもの(以下 「現に存する指定法人等」という。)は、平成二 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改

習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技

能検定員審査等に関する規則、

型式認定の手続等に関する規則、

届出自動

取り消したときは、その旨を公示するものとす 国家公安委員会は、前項の規定により指定を 4 中「別記様式第一号」とあるのは、 いて準用する。この場合において、同条第一項 第九条の規定は、前項の規定による提出につ

第二号」と読み替えるものとする。

「別記様式

国家公安委員会は、附則第三項の規定による

より行うことができる。 5

を受けた年月日を公示するものとする。 等の名称、住所及び事務所の所在地並びに指定 提出があったときは、当該現に存する指定法人

前三項に規定するもののほか、現に存する指

申請書 第二条第一項

示に係る事項(指定を受けた年月日を除く。)」 事項」とあるのは「附則第五項の規定による公 第四条第一項中「前条の規定による公示に係る 定法人等に対するこの規則の適用については、

類」とあるのは「附則第三項の規定により提出

と、同条第三項中「第二条第二項に掲げる書

定款又はこれに準ずるもの 第二条第二項

面 第二条第二項

Ŧi. 条第二項

(施行期日) 財産目録 附 第五条第二項

1 この規則は、 令和元年七月一日 から施 行す

(施行期日)

員会規則第三号)

経過措置

る規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定 関する規則、交通事故調査分析センターに関す 型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動 る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び 員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係 捜査共助等に関する法律に関する書式例、 員に関する規則、暴力追放運動推進センターに る不当な行為の防止等に関する法律の規定に基 する法律施行規則、暴力団員による不当な行為 推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会 境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び 業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環 に関する規則、原動機を用いる歩行補助車 づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委 の防止等に関する法律施行規則、暴力団員によ に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関 この規則による改正前の犯罪捜査規範、 警備

の規則による改正後のこれらの規則に規定する

則に規定する様式による書面については、こ

る小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行 する規則及び重要施設の周辺地域の上空におけ 別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関 する国際テロリストの財産の凍結等に関する特 決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施 特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会 施する国際テロリストの財産の凍結等に関する 会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実

様式にかかわらず、当分の間、

... (令和四年一月二七日国家公安委

(施行期日)

する規則、不正アクセス行為の再発を防止する業法施行規則、交通安全活動推進センターに関

特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営 転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、 する能力を有する法人の指定に関する規則、自 に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成 講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許

一部を改正する法律の施行の日(令和四年三月第一条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の 十五日)から施行する

(経過措置)

いて「旧様式」という。) により使用されてい第二条 この規則による改正前の様式(次項にお る書類は、当分の間、この規則による改正後の 様式によるものとみなす。

(準備行為) れを取り繕って使用することができる。 旧様式による用紙については、当分の間、

聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係

等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の 規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為

2

教育の認定に関する規則、ストーカー行為等のの陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者

に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見 規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制 ための都道府県公安委員会による援助に関する

別記様式第1号(第9条関係) 第三条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の の一部を行わせることができる者の指定に関すの取扱いに関する講習会等の開催に関する事務 持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)第一条の規定による改正後の銃砲刀剣類所 を改正する政令(令和三年政令第二百八十五 規則の施行前においても行うことができる。 る規則第二条第一項の規定による提出は、この る第一条の規定による改正後の猟銃及び空気銃 号)第十九条の四第二項の規定による指定に係

害を自ら防止するための警察本部長等による援る法律施行規則、配偶者からの暴力等による被

を利用して児童を誘引する行為の規制等に関す る法律施行規則、インターネット異性紹介事業 施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関す 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

することができる。

員会規則第二号) 抄

電磁的記録媒体に記録された事項

及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催を受び年少射撃資格の認定のための講習会の開催を受び年少射撃資格の認定のための講習会の開催を受び年少射撃資格の認定のための講習会の開催を受び年少射撃資格の認定のための講習会の開催を受び年少射撃資格の認定のための講習会の開催を受び年少射撃資格の認定のための講習会の開催を受ける事務の一部を行わせることができる者に関する場所を受ける。

規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会則、被疑者取調べ適正化のための監督に関するの規定に基づく警察職員の職務等に関する規

の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務

関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収 する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に 約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関 する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契 助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関

> 国家公安委員会殿 1 フレキングルディスタに記録された専項機には、フレキングルディスタ に認識されている事項を記録するともに、まれてレフリキングルディスタ の場合でとに記載されている事項を記録するとは、記載されている事では、 の場合でとに記載されている事項を記録する事業権には、事業に対けまし 2 フレキングルディスタと様々で提出される事業権には、事業に対けまし 業権を特定で提出する場合によって、まました。 3 選手事項をいっ様は、客様でもこと。 3 選手事項をいっ様は、客様でもこと。

なおこれを使用 | 別記様式第2号(附則第4項関係)